「知内町空家等の適切な管理に関する条例」全会一致で可決

平成29年 第4回 定例会

平成29年第４回定例会は、12月14日に招集され、会期を12月15日までの２日間と決め、平成29年度一般会計及び特別会計の補正予算等の議案13件、意見書案２件の審議が行われ、審議した議案については、いずれも原案のとおり可決し、会期を１日残して閉会しました。

知内町空家等の適切な管理に関する条例

【概要】

近年、少子高齢化や既存住宅の老朽化、住宅に対する社会的ニーズの変化等を背景に「空家等」が増加しています。

また、適切な管理が行なわれないまま放置されている空家等は、倒壊の危険や景観への阻害など多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

こうした背景を踏まえ、国では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法という。」）を施行させ、国、都道府県、市町村、所有者等のそれぞれ責務を定め、空家等への対策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

当町においても、空家法に基づく効果的な空家等対策の実施に向け、このたび「知内町空家等の適切な管理に関する条例」が制定され、特定空家等※の所有者等に対し、必要な措置をとるよう、助言又は指導、さらには勧告・命令をするとともに、なおも履行しないときは、その措置を町が代執行することができることとなりました。

今後は、本条例に基づき、地域住民の良好な生活環境の保全と安全安心なまちづくりが推進されることとなります。

【特定空家等とは?】

空家法では特定空家等の定義を次のように定めています。

①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
③適切な管理が行なわれていないことにより著しく景観を損なっている状態
④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

質疑　特定空家等の認定基準はどのように考えているのか。

企画振興係長　北海道が定めた判断基準に準拠し、町独自の基準を作成しています。特定空家等の定義として定められている４つの観点に基づいて、調査を進めています。

質疑　特定空家等に認定されると、建っている宅地の固定資産税が６倍に上がると騒がれているが。

総務企画課長　特定空家等の所有者に対しては、相当の期限を定めて、助言又は指導さらには勧告・命令と、段階的に必要な措置を講ずるように求めますが、固定資産税における住宅用地の特例※については、勧告をした時点から適用が受けられなくなる制度となっています。

質疑　知内町空家等市場流通活性化支援事業（仮称）として、①「北海道空家情報バンク」登録等に関する支援、また、事業費の½（上限30万円）を支援する、②家財道具等処分費支援、③周辺環境整備支援とあるが、②や③に対する支援は①の情報バンクへの登録を条件としているのか。

総務企画課長　必ずしも情報バンクへの登録を絶対条件としているわけではありませんが、あくまでもその空家等を利活用していただくことを支援するための制度です。

質疑　空家等の市場流通の活性化を図ることが目的であれば、情報バンクへの登録を前提として、それに向けた環境整備への支援と位置付けるべきと考えるが。

総務企画課長　ご指摘については、その通りだと思いますので、今後、そのような方向で整理をします。

質疑　特定空家等の所有者が必要な措置を講じず、行政が代執行した場合、支援制度を適用することなく、掛かる費用の全額は、所有者から徴収することになるのか。

総務企画課長　代執行に至るには、勧告をし、命令をして、なおも必要な措置が講じられない場合となり、その段階では除却に関する支援制度は活用できないこととなるので、全額を一旦、町が負担し、その全額を所有者から徴収することになります。

【住宅用地の特例とは?】

住宅用地について、その税負担を軽減する必要から固定資産税の課税標準の特例措置が設けられています。

- **小規模住宅用地**
  1戸当り200㎡以下の住宅用地は課税標準額が1/6
- **一般住宅用地**
  小規模住宅用地の部分を超えて、住宅の床面積の10倍を超えない範囲は、課税標準額が1/3

※特定空家等に認定され、必要な措置の勧告の対象となると、住宅用地の特例が受けられなくなります。

町で検討されている空家等に対する支援策

事　業　名	支援内容 【支援期間：H30～H33】	補助額
知内町空家等市場流通活性化支援事業（仮称）	①「北海道空き家情報バンク」登録等に係る支援 ②家財道具等処分費支援 ③周辺環境整備費支援	事業費１／２ （上限30万円）
知内町空家等長期活用支援事業（仮称）	概ね１年間居住がない、又はその他の使用実績がない空家を購入し、自ら居住する場合に改修等にかかる費用の一部を支援	事業費１／２ （上限100万円）
知内町空家等除却支援事業（仮称）	固定資産税課税台帳に登載されている空家等を除却する場合にその費用の一部を支援	事業費１／２ （上限60万円） 下限事業費20万円

補正予算

■平成29年度一般会計補正予算（第9号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3，836万6千円を追加し、49億6，080万円としました。

歳出の主なもの

❖総務企画課関係予算❖

▼社会保障・税番号制度に係る総合行政システム改修委託料として103万2千円を計上

▼ふるさと納税謝礼等特産品購入費に300万円を追加

▼ふるさと納税推進事業委託料に50万円を追加

❖地域創生推進室関係予算❖

▼しりうち地域産業担い手センター備品として650万円を計上

❖地域創生推進室関係質疑❖

質疑 しりうち地域産業担い手センター備品のテーブルや椅子は、地域材を使用した製品か。

地域創生推進室長 平成25年に「知内町地域材活用推進方針」を策定しており、公共施設の備品に関しては可能な範囲で地域材を活用する方針としていますので、担い手センターのテーブルや椅子についても、できるだけ地域材を活用した製品を想定しています。

役場事務所のカウンターにも地域材を活用

❖生活福祉課関係予算❖

▼通知カード・個人番号カード関連事務委託料に111万8千円を追加

▼障害者介護給付費・訓練等給付費に1，015万1千円を追加

▼平成28年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金として41万円を計上

▼養育医療費として65万9千円を追加

▼保育園委託料として616万円を追加

❖産業振興課関係予算❖

▼産地パワーアップ事業補助金から149万5千円を減額

▼施設園芸（ハウス）栽培拡大事業補助金として39万2千円を計上

❖産業振興課関係質疑❖

質疑 産地パワーアップ事業※のそば収穫機導入事業が目標作付面積の確保が困難になり中止となったが、具体的な理由は。

産業振興課長 この事業は「知内町豆類機械作業受託組合」が取組主体となって収穫機械を導入する計画でしたが、受託組合に加入している農業者の中に、自身で収穫機械を導入された方がおり、その分の作付面積の減少から、目標作付面積の確保が困難となり導入事業を中止することとなりました。

【産地パワーアップ事業とは?】

水田・畑作・野菜等について、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益作物の栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費等を1／2以内の補助率で支援する農林水産省の事業。

❖教育委員会関係予算❖

▼教育振興基金積立金（ふるさと納税寄附金分）に１４５万円を追加

❖教育委員会関係質疑❖

質疑　以前に質問した小・中学生に対する就学援助費入学準備金の早期支給について、今回、補正予算が計上されていないが、年度内には支給できないという判断か。

学校教育課長　就学援助費の入学準備金については、年度内に支給する準備を進めていますが、現在の予算額の範囲で対応できると判断し、補正予算としては計上していません。

質疑　知内高等学校前の横断歩道が夜になると非常に危ないという話をよく耳にする。実際に現場に立ってみたが、どの照明灯も非常に暗く、生徒の横断にも危険を感じるので改善をしてほしい。

総務企画課長　町内の防犯灯を全てＬＥＤに替えるため、現在、調査を進めていますが、高等学校前の照明については地区の町内会長からも指摘がありましたので、各学校の児童生徒の安全を図る上でも、照度を上げて対応したいと考えています。

知内高等学校前の横断歩道

議会の様子をライブ中継！

議会の様子をインターネットでライブ中継しています。
日頃、お仕事などの都合で議会の傍聴にこられない方のために、録画放送もいたしますので、是非ご覧ください。
なお、映像は『USTREM（ユーストリーム社サイト）』で視聴する事が出来ます。
町公式Webサイト内“議会中継”のバナーをクリックし、当該サイトでご覧ください。

1

町公式WEBサイトのトップページ下部右の「知内町議会」をクリック

2

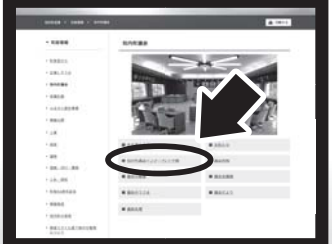

知内町議会ページ中央の「知内町議会インターネット中継」をクリック

3

視聴に関する注意事項ページ下部の「議会中継」（バナー）をクリック

4

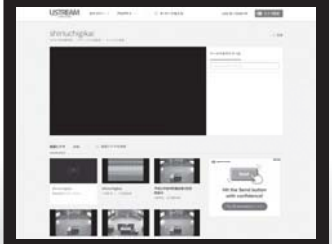

ユーストリーム社サイトの知内町議会チャンネルが表示されます

その他の議案

■知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

■町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

【概要】

人事院勧告※に準じて、町長、副町長、教育長の期末手当を0．1ヶ月引き上げる改正で、平成29年12月に開催された特別職報酬審議会においては、0．1ヶ月の引き上げは妥当との答申があった。

質疑 人事院勧告に準ずる形で期末手当を引き上げる改正であるが、引き上げの理由を、「民間給与との較差を埋めること」と「民間の支給状況を踏まえ手当に配分する」としている。以前から、全国的な状況で比較した人事院勧告とは別に、町内の民間事業所の現状や雇用状況を調査するべきと要望しているが、調査は行なわれているのか。

総務企画課長 町内の民間事業者の給与水準に関する調査はできていません。調査自体は、対象の方々からの理解が得られれば可能と考えていますが、町内の民間企業との比較は想定もしていません。公務員の給与は、どの自治体も同様の勤務実態ということもあり、近隣町との均衡を保つ必要性からも、これまでどおり人事院勧告に対応した給与体系を維持すべきと考えています。

討論

反対討論（西山議員） 改正の理由として、民間給与との較差0．15％埋める、そして、もう1つに民間支給状況等を踏まえて、勤勉手当に配分する、まず、その民間の状況が把握できない以上、この案件には賛成できませんので、反対致します。

反対討論（松井議員） 以前から民間との調査を要望しているにも関わらず、それはいまだかつて出てきていない。その辺の確立からきちんと答弁なされていないのであれば、この案件については、賛成できかねるということで反対します。

（採決結果）

賛成議員・・・・・・・7人
五十嵐議員、花井議員
吉田議員、成澤議員
木村議員、笠松議員
谷口議員

反対議員・・・・・・・2人
松井議員、西山議員

議会を傍聴してみませんか！

町議会では、「議会の活性化と開かれた議会づくり」に向けた取り組みとして、傍聴者に対し議案・資料等を配布しています。定例会の開催については、防災行政無線でお知らせ致しますので、多くの町民の皆様の傍聴をお待ちしています。

次回定例会は、3月です。日程等は議会事務局へお問い合わせ下さい。

■議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について

【概要】

人事院勧告に準じて、議会議員の期末手当を０．１ヶ月引き上げる改正で、町長、副町長、教育長に対する期末手当と同様に、特別職報酬審議会においては、０．１ヶ月の引き上げは妥当との答申があった

討論

反対討論（西山議員）先ほどと同じ理由になりますが、改正の概要で、民間給料との較差０．15％埋めると、そして、もう１つの理由として、民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当等に配分するという、それぞれの理由があります。この理由が明確にされない以上、本案には賛成できませんので、反対をさせていただきます。

（採決結果）

賛成議員・・・・・・・７人
五十嵐議員、花井議員
吉田議員、成澤議員
木村議員、笠松議員
谷口議員

反対議員・・・・・・・２人
松井議員、西山議員

【人事院勧告（給与勧告）とは?】

国の機関である人事院では、国家公務員と民間の給与や特別給を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に内閣に対し勧告を行なっています。

人事院勧告の直接の対象は国家公務員ですが、人事委員会が置かれていない自治体においては、人事院や都道府県の勧告を受けて、給与改定方針が決定されることとなります。（平成29年度の勧告では、月例給0.15％、特別給0.1ヶ月の引き上げが勧告されました。）

■平成29年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

■平成29年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

■平成29年度知内町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

■平成29年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

■平成29年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）について

■地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

議会事務局からのお願い

議長宛の文章や案内分などは、
議会事務局へ送付して下さい。

〒049-1103
上磯郡知内町字重内 21-1
知内町議会事務局

追加議案

■平成29年度知内町水道事業会計補正予算（第4号）について

【概要】

浄水場の維持管理に関する技術上の業務を、平成30年度から3ヵ年の期間で民間委託したいため、債務負担行為の上限額の設定をする補正予算。

質疑 平成30年度から浄水場維持管理業務を隣町との連携により民間委託したいとのことだが、選定業者との契約により、従事者を町内に在住させ、管理してもらう考えはあるのか。

建設水道課長 委託業者の選定において、必ず1名在住させることを必須条件とすることは難しいですが、浄水場の管理は夜間もありますので、1名は町内に在住していただきたいと考えています。

■町長の給料の特例に関する条例について

【概要】

職員の懲戒処分事案を受け、町長の給料を平成30年1月に限り、月額の100分の10を減額するものとする条例。

質疑 今回の事案は、大変、残念だが、復職にあたっては、公務員としての責務を全うすることを確約した上で復職を認めたのか。

町長 12月1日付けで復職を認め、停職4ヶ月の懲戒処分としたが、その際に、「事案を重く受け止め、町民の付託に応えられるように努力しなければならない。」ということを本人に伝えた。

討論

反対討論（松井議員）今回の事案については、3年間の休職中の事案であり、当然、休職中の所属先に責任があって然るべきです。町長が休職を許可した責任を取るという形で今回、議案が出されたが、私は取る必要はないと考えます。よって、私は本案について、反対するものです。

賛成討論（谷口議員）これは、町職員という、原則があるわけですから、誰かが責任を取らなければならないということで、その管理の部分では、トップである町長が当然取るものだと思いますので、今回の議案に対しては、私は賛成をしたいと思います。

〔採決結果〕

賛成議員・・・・・・・7人
花井議員、吉田議員
成澤議員、西山議員
木村議員、笠松議員
谷口議員

反対議員・・・・・・・2人
五十嵐議員、松井議員

意見書案

本定例会において次の意見書案が審議され、原案のとおり採決されました。

なお、意見書は町民の要望事項として内閣総理大臣ほか関係大臣等へ提出しました。

1．安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

2．核兵器禁止条約に速やかに署名し批准することを求める意見書